

第 16 回

熊本県議会

# 道州制問題等調査特別委員会会議記録

平成22年3月17日

開 会 中

場所 第 1 委 員 会 室

第 16 回 熊本県議会道州制問題等調査特別委員会会議記録

平成22年3月17日(水曜日)

午前10時1分開議  
午前11時10分休憩  
午前11時22分開議  
午前11時23分休憩  
午後1時00分開議  
午後1時04分閉会

本日の会議に付した事件

- (1) 地方分権改革推進について
- (2) 道州制について
- (3) 政令指定都市について
- (4) 過疎対策について
- (5) 付託調査事件の調査終了について
- (6) 閉会中の継続審査事件について
- (7) 「国と地方の協議の場に関する法律案」に関する意見書(案)について

出席委員(16人)

委員長 井手 順 雄  
副委員長 佐藤 雅 司  
委員 児玉 文 雄  
委員 前川 收  
委員 大西 一 史  
委員 氷室 雄一郎  
委員 松田 三 郎  
委員 鎌田 聡  
委員 九谷 弘 一  
委員 小早川 宗 弘  
委員 溝口 幸 治  
委員 西 聖 一  
委員 内野 幸 喜  
委員 上田 泰 弘  
委員 高野 洋 介  
委員 増 永 慎一郎

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

総合政策局

局長 安倍 康 雄  
総括審議員兼次長 黒田 豊  
首席政策審議員兼  
企画調整課長 神谷 将 広

総務部

部長 松山 正 明  
次長 瀬口 豊  
首席総務審議員兼  
財政課長 田嶋 徹  
税務課長 佐藤 幸 男  
市町村総室長 楢木野 史 貴  
市町村総室副総室長 五嶋 道 也

地域振興部

次長 松見 辰 彦  
地域政策課長 小林 弘 史

健康福祉部

健康福祉政策課長 古森 誠 也

環境生活部

政策調整審議員兼  
環境政策課課長補佐 松岡 大 智

商工観光労働部

首席商工審議員兼  
商工政策課長 内田 安 弘

農林水産部

農林水産政策課長 白濱 良 一

土木部

監理課長 鷹尾 雄 二

教育委員会事務局

教育政策課長 松永 正 男

事務局職員出席者

政務調査課課長補佐 後藤 勝雄  
議事課課長補佐 徳永 和彦

午前10時1分開議

○井手順雄委員長 ただいまから、第16回道州制問題等調査特別委員会を開催します。

本日の委員会に4名の傍聴申し込みがありましたので、これを許可したいと思います。

それでは、審議に入ります。

本委員会に付託されている調査事件は、1、道州制に関する件、2、地方分権改革推進に関する件、3、過疎対策に関する件であります。

まず執行部からの説明の後に、一括して審議を行いたいと思います。

説明に当たっては、可能な限り簡潔にお願いします。説明は、着座のままで結構です。

それでは、お手元の次第に沿って、順次説明をお願いします。

まず議題(1)の地方分権改革推進関係及び(2)の道州制関係について、神谷企画調整課長から説明をお願いします。

○神谷企画調整課長 企画調整課でございます。よろしく申し上げます。

お手元の資料1ページをお願いします。

まず、地方分権について最近の動きを御報告させていただきます。1ページでは、これまでの動きを簡単にまとめております。

ゴシック部分が前回の委員会以降の動きでございます。昨年12月15日に分権計画が閣議決定されまして、関連の法律が国会に提出されているところでございます。右側に簡単にまとめております。

恐縮ですが、2ページをお願いいたします。こちらが現政権の原口総務大臣が示した改革の工程表でございます。

来年度、22年度の夏を目途に地域主権戦略大綱をまとめる予定になっております。この大綱のまとめに向けてそれぞれの事項につい

て検討をすすめられているということでございます。

具体的には左に規制関連と掲げておりますが、義務付け・枠付けの見直しにつきましては、現在、第一次ということで法案が提出されております。大綱の中に分権の会合で指摘された事項などを追加で盛り込みながら来年の通常国会に第二次の法案を提出していく流れですすんでいく予定となっております。

予算関連といたしましては、現在、一括交付金化に向けて議論が始まっております。

こちら、夏の大綱に向けて議論が進められていくという流れになっております。あと直轄事業負担金の廃止も、順次進められていく予定になってございます。

1番下の法制関連でございますが、地方政府基本法の制定、地方自治法の抜本見直しということで、こちら検討が始まっております。

出先機関改革につきましては、夏の大綱に向けて、まず基本的な考え方を検討していくことにされております。その後、具体的なさまざまな状況を踏まえて、さらに検討を進めていくということで、その後のスケジュールが不透明な状況でございます。

1番下の、国・地方の協議の場の法制化については、今国会に關係の法案が提出されておるところでございます。

3ページ以降につきましては、主な項目について詳細を御報告申し上げます。

まず、改革關係の2つの法案が今、国会に提出されております。

左側の、關係法律の整備に関する法律案の内容について御説明申し上げます。

まず、地域主権戦略会議というものを、法律で設置するということが盛り込まれております。その關係で、地域主権改革という定義づけが、法律上されてございます。こちらにつきましては、国民主権という言葉と地域主権という言葉、いろいろ問題があるんじゃない

いかという批判も踏まえまして、地域主権改革という1つの単語で定義づけしております。

内容につきましては、憲法の理念のもとに身近な行政は公共団体が自主的・総合的に広く担う。さらには、地域住民がみずからの判断・責任において課題に取り組むことができるようにするための改革という位置づけをしております。

1番下の(2)になりますけれども、義務づけ・枠づけの見直しということで、分権の計画を踏まえて41の法律を一括改正する内容が盛り込まれております。

右側が、国と地方の協議の場に関する法律案でございます。

メンバーでございますが、①に書いてございますが、国は内閣官房長官ほか関係大臣で構成されております。地方側は、地方6団体の代表をメンバーとしております。

議論のありました内閣総理大臣につきましては、いつでも出席することができて発言もできるという条項が盛り込まれてございます。

協議の対象につきましては、国と地方の役割分担、その他、地方自治に関する事項ということで、かなり幅広の協議対象となっております。

そのほか、分科会を設置できるですとか、1番下になりますけれども、協議結果はメンバーは尊重しなければならないという、尊重義務も盛り込まれてございます。

4ページを、お願いします。

このうち、義務づけ・枠づけの見直しの概要を1枚でまとめたものを御報告申し上げます。

概要につきましては、中段になりますけれども、改正の概要(例)というところでございますが、児童福祉施設の基準、公営住宅の基準を自治体の条例に委任するといったような内容が盛り込まれておるところでございます。

す。

2の施行日でございますが、すぐに施行できるものは公布の日から、政省令などの準備が必要なものは3カ月、自治体で条例整備が必要なものなどについては、平成23年4月1日までで、1年近くの準備期間が設けられる予定でございます。

5ページを、お願いします。

こちらは、前回の委員会でも大西委員からも御指摘がございましたが、本県への義務づけ・枠づけ見直しに伴う影響をまとめてございます。

まず、今国会に提出されております法律の改正に伴う本県への影響は、条例の新設・改正を要するものは、現時点では10本程度だと見込んでございます。こちらにつきましては今後、政省令などで内容が具体化されていくものもございますので、あくまで現時点で把握している数字でございます。

その下に「参考」と書いてございますが、3次勧告に伴う熊本県への影響もまとめてございます。

今回の法律案は、勧告内容の一部を先行的に実施しようとするものでございますので、今後順次その他の項目についても法制化されていくことが予想されますので、まとめております。

まず3次勧告、中ほどの箱でございますが、3次勧告の(a)から(c)を書いております。このうち条例の改正ですとか新設の対応が必要になってくるものは、(a)でございます。施設・公物の管理の基準で、全体で142条項ございますが、これ1番下の箱でございますけれども、現時点で本県への影響としては、新設・改正の条例の対応が必要なものは29本程度というふうに見込んでございます。こちら、一応前提としてすべて勧告どおり条例に委任された場合という前提で整理をしておりますので、見直しの内容次第で今後この本数は大きく変動するものと見込んでござ

います。

(b)の、協議、同意などについては、これまでは国の許可を得なければならないですとか国と協議をしなければならないという、そういう縛りがなくなる、緩和される方向で改正されるものと見込まれますので、条例による対応は必要ないと見込んでございます。

(c)の計画の策定及びその手続きにつきましては、地方公共団体が法律において計画を定めなければならないといったような義務づけを定めることができるといったような内容の変更になります。こちらは全体で584条項ございますけれども、右側(c)で書いてございますけれども、本県で関係する計画などの数は、現時点で70本程度であろうと見込んでございます。

6ページを、お願いします。合同庁舎の関係でございます。

最近の動きといたしまして、A棟は1番左になりますけれども、内装工事につきましては昨年の12月から再開されまして、本年の10月末には完成で、23年3月までには入居予定というふうに聞いております。

B棟につきましては、こちらも右下の現在の状況でございますけれども、国の予算、平成22年度予算には計上されていないという状況でございます。

こういった状況も踏まえまして、7ページでございますけれども、これまで要請活動を展開しております。太文字のゴシックで書いてございますけれども、先月2月9日には熊本市長とともに蒲島知事が国に対して、改めて着実な整備を要請したということでございます。今後も、あらゆる機会をとらえて強く働きかけてまいりたいと思っております。

8ページでございます。

こちらにつきましては、前回の委員会で前川委員の方から、合庁の建設を進めることと出先機関改革を進めることは矛盾するのではないかという御指摘を踏まえまして、県とし

てのスタンスを改めて整理させていただきました。

まず基本スタンスといたしまして、合庁というものは熊本駅周辺のまちづくりの核施設であるだけではなくて、熊本城を中心とした中心市街地にも大きな影響を及ぼす観点があるということで、1日も早い完成が必要だということ、これは変わってございません。

2番に書いてございますが、国の出先機関の改革に対する考え方といたしまして、原則廃止するということが国から地方への権限移譲を大きく進める可能性があり、地方の自立につながるものであるというふうに考えてございます。

この両者の関係を整理したのが、3番目でございます。

今回、政府が進めようとしております国の出先機関の原則廃止といった改革というものは、地域を活性化するもの、そういうことを大きな目標としておるんだろうと考えてございます。国の出先機関廃止によって、逆に地域の活性化が阻まれるということは、改革の理念に反するのではないか、あってはならないことだというふうに整理をしております。

その下のポツになりますけれども、新幹線全線開業は来年の3月というふうに、時期が決まっております。一方で、出先機関改革につきましては、先ほども申し上げましたとおり具体的な工程がまだ見えない状況でございます。いつ実現するかわからないという状況でございます。両者は時間が異なりますので、同時に解決できる問題ではございません。仮に、国の出先機関改革の実行まで相当な時間を要するということになると、新幹線が開業した時点で駅周辺に利用されない空きビルと広大な土地が残されるということで、これは熊本の発展に大きくマイナスの要因が生じるであろうと。それで熊本県といたしましては、現時点において国の出先機関改革の議論を待つ余裕はないと考えてござい

す。

仮に国の出先機関が廃止されましても、その機能は何らかの機関が担う必要がございまして、その受皿として新合同庁舎を活用することは可能だと考えておりまして、投資は決してむだにならないと考えております。

いずれにいたしましても、これまで国と県と市が協力をして長期間にわたって協議を重ねてきたという経緯がございまして、国としてしっかり責任を果たしていただく必要があると考えてございます。

こういった内容につきましては、先月2月9日に知事と市長が要請した際にも、この主張を盛り込んだ上で要請をさせていただいております。

以上が、分権関係でございます。

続きまして、道州制関係でございます。11ページを、お願いいたします。道州制に関する動きをまとめてございます。

ゴシック部分が、前回の委員会から出てきた新たな動きでございます。それほど大きな動きはございませんけれども、12ページでございます。

まず、総務省と経団連の間で道州制のタスクフォース(作業部会)が設置されております。

12月11日には、初会合が開催されております。この議論を地域主権戦略会議の議論に反映させていくということで、いろいろ議論がなされているようでございます。

渡辺総務副大臣は、道州制が数年以内にできるかという、難しいという見解を示されております。

その下になりますけれども、道州制を推進する国民会議が持たれておりまして、その中で原口総務大臣は、まず基礎自治体に財源、権限を手にしていただく、その上で地域がみずから地域を道州制にしたいということができるようしていきたいと。

逢坂総理補佐官につきましては、道州制と

いうことを初めに言い過ぎると、形から入ってしまうのではないかと、一番基礎になるのは市町村けれども、道州も選択可能だということで見解を述べられております。

続きまして、13ページでございます。

分権と道州制につきまして、周知啓発等に取り組んでございます。

まず、上の地方分権・道州制セミナーでございます。

1月から2月にかけてまして、県内3ブロックで経済団体の関係者の方、市町村職員の方、県職員の方などを対象に、約200名参加していただきましたが、最近の動き、今後必要になってくる課題などについて情報提供を行って、共有化を進めておるところでございます。

その下でございますが、経団連と九州地域戦略会議の委員の道州制に関する懇談会が、福岡市で先月開催されました。

その中で蒲島知事が九州各県の知事を代表いたしまして、道州制を見据えた県政について報告をさせていただいたところでございます。

14ページ、最後になりますけれども、道州制に関するアンケートを実施いたしました。その概要をまとめてございます。対象は熊本県民、熊本県内の企業、熊本県内の市町村を対象に行っております。

①の道州制の認知度でございますが、県民、企業とも「よく知っている」、「イメージ程度を知っている」を合わせますと、かなりの割合の方が知っておられる、企業の方がやはり認知度が高いという結果が出ております。

道州制の賛否につきましては、県民、企業、市町村とも「反対」を「賛成」がやや上回るという状況で、こちらも企業の方が、より賛成の割合が高いという結果が出ております。

3番目の、道州制に対する期待や不安につ

いては、県民、市町村共通する部分がございますけれども、行政コストが削減できるのではないか、政策も自主的にできるのではないかと期待がある一方で、行政サービスが低下してしまうのではないかと、地域格差が拡大するのではないかと、権限移譲の受皿が不十分ではないかといった不安も示されております。

④が企業活動、企業に対するアンケートの結果でございます。マーケットが拡大する、交通ネットワークが充実するという期待が示される一方で、やはり企業間格差が拡大するのではないかと不安も示されております。

⑤州都に必要な条件といたしましては、県民、企業ともに交通の便がよいこと、地理的中心にあることということ挙げられる方の割合が高い状況でございます。県民は、やはり人口が多い都市というものが条件になるんじゃないかということ挙げられております。

州都にふさわしい都市といたしまして、県民、企業とも「熊本市」を1番に挙げてございますが、県民の中ではやはり「福岡市」という意見も近い割合でかなり挙がっております。

15ページに、県民に対するアンケートを、16ページに県内企業、17ページにおきましては市町村に対する内容を、それぞれ細かく載せておりますので、また後ほど時間があるときにごらんいただければと思っております。

道州制に関する報告は、以上でございます。

○井手順雄委員長 次に、議題(3)の政令指定都市関係について、楢木野市町村総室長にお願いいたします。

○楢木野市町村総室長 市町村総室でございます。政令指定都市関係について、御説明さ

せていただきます。資料の19ページを、お願いいたします。

まず1番目の、政令指定都市移行に向けた取り組みの状況についてでございますけれども、先般の委員会でも御報告いたしましたけれども、昨年10月27日に、政令指定都市移行県市連絡会議を設置しており、県から市への事務移譲についての協議を進めるなど、県としても政令市移行に向けた諸準備が円滑に進められるよう支援しているところでございます。

次にIIの、政令指定都市移行県市連絡会議における協議の状況についてでございますけれども、現在、法令必須事務以外の事務については、市の担当課における事務内容の確認のほか、住民の利便性向上及びまちづくりの観点から、移譲の可否についての協議を行っております。

また、法令必須事務についても、事務の執行体制等について県市で検討を行っております。

今後ともしっかりと協議を行い、本年10月から12月ごろには事務移譲等に関する県市協定を締結したいと考えております。

なお協議の状況につきましては、本日の段階でお示しするには至っておりませんが、熊本市との協議の進捗状況等を踏まえて、随時、御報告をさせていただきたいと考えております。

市町村総室からの説明は、以上でございます。

○井手順雄委員長 次に、議題(4)の過疎対策関係について、小林地域政策課長お願いします。

○小林地域政策課長 地域政策課でございます。よろしくお願いたします。

付託案件であります、過疎対策に関する件について説明させていただきます。

過疎対策に関しましては、県議会におきましても2回にわたり新法制定を求める意見書を提出していただいたところでございますが、国会の各党会派で協議が整いまして、過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律が3月2日に衆議院総務委員長提案により国会に提出され、同日のうちに全会一致にて衆議院を通過し、その後3月10日に参議院においても全会一致で可決・成立したところでございます。

改正法の主な内容につきまして、資料の21ページ、22ページで御説明させていただきます。

まず、一の過疎地域の要件の追加でございますが、現行過疎法で過疎地域の指定を受けている地域に加えまして、平成17年度の国勢調査の結果に基づき、四角囲みの部分の要件を満たす地域を、新たに過疎地域として追加することになりました。

なお、本県の過疎地域以外の市町村のうち、追加要件を満たす市町村はございませんでした。

二番では、地方分権改革推進の観点から、計画策定にかかる義務づけを廃止いたしますとともに、市町村から都道府県に対する事前協議の内容を見直すなどの改正が行われたところでございます。

三の、過疎地域自立促進のための特別措置の拡充でございますが、1の①にありますように、過疎対策事業債の対象となる施設に、認定こども園、図書館、自然エネルギーを利用するための施設が追加されるなどの改正が行われました。

また、②にございますように、いわゆるソフト事業に要する経費につきましても、人口、面積、財政状況その他の条件を考慮して定める額の範囲内で、新たに過疎対策事業債の対象とされたところでございます。

過疎対策として現在市町村が取り組んでおりますソフト事業の例といたしましては、診

療所などの医師確保、コミュニティーバスや乗合タクシー等、交通手段の確保などさまざまなものがございしますが、対象となります事業の考え方や過疎対策事業債を利用できる額については現在検討中となっております。

22ページを、お願いいたします。

四の失効期限の延長につきましては、現行の失効期限を6年間延長し、失効期限が平成28年3月31日まで延長されたところでございます。

次に(参考)の部分で、平成22年度以降の本県内の過疎地域について説明させていただきます。

まず八代市につきましては、合併直前の財政力指数が0.46と、過疎地域の指定を受けるための要件であります0.42を上回っておりますので、合併した平成17年度から21年度までに限り、八代市地域全域が過疎地域と見なされておりました。このため、平成22年度からは合併前に過疎市町村でありました旧坂本村、旧東陽村、旧泉村の地域のみが過疎地域と見なされ、それ以外の旧八代市、旧千丁町、旧鏡町の区域は、過疎法の適用対象外となります。

また、あさぎり町につきましては、現在みなし過疎地域でございますが、今般の改正に伴い追加される要件に該当するために、過疎地域になったところでございます。

それ以外の地域には、変更はございません。

また、別冊資料といたしまして、今般成立いたしました過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律の新旧対照表、衆議院総務委員会と参議院総務委員会での決議、延長過疎法における地域指定見込み一覧を添付いたしておりますので、後ほどお時間のあるときにごらんいただきたいと思います。

過疎対策に関する件は、以上でございます。よろしく御審議のほど、お願いいたします。



○井手順雄委員長 以上で、執行部からの説明は終わりました。

これより質疑に入ります。何か、質疑はありませんでしょうか。

○大西一史委員 まず分権改革ですけれども、義務づけ・枠づけの見直しに伴う熊本県への影響については、前回の委員会で整理していただくようお願いしてましたが、まとめていただいたので、ある意味ではこういうことで本県への影響、これは現時点ですので今からまだいろいろとふえていく可能性がありますので、この点については引き続き、どういった影響があって、そしてそれが果たして本当にその分権改革につながっていくのかどうかということ、ある意味ではいい分権、悪い分権があるということを前川委員もよくおっしゃっていますけれども、ともすれば財源も与えずにそのまま押しつけるというようなことがあり得るわけで、本当にこの義務づけ・枠づけの見直しによってどういう効果が得られるのか、我々地方自治体に特に熊本県においてはどうかということで、そういう視点でぜひこれは影響の調査を引き続きお願いしたいということで、これは要望でございます。

それで1つお尋ねしたいのは、国と地方の協議の場に関する法律案というのが出ていますけれども、これについてどういうふうに知事が考えておられるのかということは私もよくわからないんですが、これは招集等のところを見てもらうとわかるが、内閣総理大臣が招集するようになっていきますね。一応、議員は内閣総理大臣に招集を求めることになるのか。議員というのは、これは地方6団体の代表あたりも入っているということなんだろうけれども、とはいっても、やっぱりあくまでも国にイニシアティブがあるということですよ。これは、ある意味ではしょうがない

のかもしれませんが、こういう一方の当事者に招集権があるという、この国と地方の協議の場というのがどうなのかなというのが1つ、どういうふうにそれを考えているのかということですね。

それと地方6団体というのは、やっぱり財政規模も人口も違う中で果たして、今までの地方6団体もいろいろ「戦う知事会」とかいろいろ言ってきてはいますけれども、本当に地方の意見を統一して国にぶつけるということが、果たしてどのくらい実効性があるのかということ。そこに対する心配をちょっとして、私自身は地方6団体というのが今どう機能しているのかということをもう1回やっぱり見ていかなければいかんというふうに思っていますし、知事会の中でも知事はいろいろと意見をおっしゃっているんだろうというふうに思いますけれども、やはりあれだけの知事会で一部の知事さんたちがやっぱり主張をある程度がanganして、割と都市部の知事さんが多いような気もしますけれども、そういったことで少数意見が葬り去られるようなことになれば、この国と地方の協議の場というのは一体何のためにあるのかということになりかねないということで、本末転倒になる可能性が私はやっぱりあると思います。ですから、これは非常にきれい事と言うといけませんけれども、国と地方が協議をするということは非常に大事なことですけれども、その辺をやっぱり抑えておかないと非常にまづいかなというふうに私は思っています。

そこで、この国と地方の協議の場については、知事はこれから考えていかれると思うんですが、どういうふうに現時点でこの点について整理をされているのかということ、ちょっとお聞きしたいと思います。

○神谷企画調整課長 まず1点目の、招集権が総理、国側にあるのではないかという御意見でございますが、法律で決める以上だけか

が招集しなければいけないという意味で、総理というのは致し方ないと思っておりますけれども、先ほど御指摘いただいたように、議員が招集を求めることは可能だと。これまでの経緯を踏まえると、地方側から要求をすれば無下に国は断れないだろうというふうに読んでおりますけれども、それはしっかり担保できるように今後注視していかなければならないと考えてございます。

あと、6団体でいろいろ主張が違う、知事会の中でもいろいろ主張が違うというのは御指摘のとおりでございます。熊本県としてなかなか賛成できないものも、全体としては賛成になってしまうということもあろうかと思っております。そういう意味で、国と地方の協議の場でも分科会は設置できるということにもなっておりますし、まだ動き出してないので、まず現時点での子ども手当の地方負担をどうするのかとか、そういうのはある程度地方が連携できるようなテーマが今のところ上がっていますけれども、これからそうでないテーマも上がってこようかと思っておりますので、そこは知事会の中でしっかり議論をして、当然、地方6団体同士の連携もとっていかなければならないと考えております。

○大西一史委員 まだこれからということですから、私も一応今の段階で懸念されていることを私の感想を含めてちょっと申し上げたんですけれども、やはり、そういう懸念も含めて、知事会というのが必ずしもいつも同じ意見ではないですよということも考えれば、国と地方というふうに、こういう形の区切り方というのがどうなのかというのは考えていかなければいけないし、その知事会の中でやっぱり蒲島知事がどうイニシアティブをとっていくのかですね。いろいろPTとかにも入っておられたりもしていますから、やっぱりそういったところできちっと発言をされる、それに対して、やっぱり我々に対し

てもきちっとフィードバックをしていただいて、当然これは都道府県議会議長会も入るわけですから、その辺ではもう少し、議長会というのを我々がどのくらい議員として活用しているかということも委員の皆さんと考えていかなければいけないところではあります。これは一方こっちの問題ですけれども、やはりそこら辺で知事会の中での発言ぶりといえますか、その辺については知事に対してもぜひ今後その辺を留意されて発言していただくようお願いしたいということを要望させていただきます。

それと、もう1点いいですか。これ、会議が地方分権、今まで地方関係の会議というのはいろいろありましたけれども、分権改革推進委員会あるいは地方制度調査会もこれ期限切れしていますよね。地方財政審議会ですね。それで、新政権になってから行政刷新会議、地域主権戦略会議それから地方行財政検討会議ということで、3つもあって、地方関係でいろいろ議論するのは結構なことだけれども、私もいろいろ追っていて非常にわかりにくい、整理しにくいというふうに思っています。この辺はやっぱりしっかりフォローしていってもらわないと、県から意見を言う場合においてはちょっと厳しいのかなという感じを持っていますけれども、この今の会議のあり方について、国のその設置について、余り批判的なことは言えないかもしれないけれども、今どういうふうに整理されておるのかなと思って、ちょっと感想を聞かせてもらいたいと思います。

○神谷企画調整課長 御指摘のとおり、新政権にかわりましてさまざまな地方に関する会議ができてきております。私は一応担当しておりますので、いろいろ議論をしておりますので、役割分担は今は何となくわかるんですけれども、例えば地域主権戦略会議と地方行財政改革の検討会議で、両方とも地方自治と

どうか新政権による地域主権を実現するためのところの議論をしておりますので、かぶる部分があるのかなというところは、それぞれお互いの会議の中で調整をしようという話は当然出ております。そこは我々としては、しっかり動きを見ていくと。感想はなかなか申し上げづらいところはございますけれども、そこはどのような会議になろうとも、動きはしっかり見ていかなければいけないと考えております。

○大西一史委員 そういう中で、地方自治法の見直しというのが非常にこれは大きな話の中で、これは地方行財政検討会議というんですかね、この中で今から議論されていくというふうに思いますが、これはやっぱり神奈川県あたりは、案を独自にいろいろ出すというような動きをしているみたいですね。では熊本県がすぐ、地方自治法の会議で、ある意味で案みたいなものを出せとは言いませんけれども、デキレースと言うと悪いんですけども、神奈川県がぼんと出してくるあたりを見ると、何となくそういう動きを早く察知して動いているのかなという感じがしないでもないですね。だから、これからいろいろ主張していく中で、そのくらいの検討を、熊本県のレベルで見た地方自治法のあり方みたいなものというのは、やっぱり考えていかんといかんだろうと思います。これは今からの動きですからお任せしますけれども、我々も適宜いろいろ言っていこうというふうに思っておりますけれども、その辺については十分留意していただきたいということを要望しておきます。以上です。

○前川収委員 大西先生の御指摘に私も同感なんですけれども、国と地方の協議の場に関する法律案ですから、まだ案の段階ということはわかりますが、案が一般的には法律になってしまっただけで、法律になってしまつたら「法

律ですから」と言われて、これは変えられないというのが、これまでの繰り返しであります。

それで、地方6団体の代表が各1人という部分、これ複数意見があった場合にまとまらないという状況があっても、1人が出ていって1人がその意見を述べるという形になってしまうことに対する不安があります。

それと一番最後に、3ページの右側の⑥ですけれども、「協議結果の尊重」という部分があるんですね。これが非常にポイントだと、私は思っています。「協議が整った事項については、議員、臨時の議員は、協議結果を尊重しなければならない」という義務規定みたいなものが入っているわけでしょう。

つまり、知事会で割れていて、結局、意見はまとまらなかった、しかし議員1人は代表だから行かなければならないということで、代表が行った。そこで結果として、その人の意見が、両論を言われるのかどうかわかりませんが、そこで結果的に意見がまとまったと。まとまったことに対しては尊重しなければならないということが、我々の議会でもそうでしょうし、知事会でもそうなんです。これは、ポイントは、知事会も議会も尊重しろということですから、例えば知事会だけがそれをやるという話であれば、地方において議員が、議会が、それはおかしいという反論を出して、それぞれの地方の中で変えていくことができるかもしれない。しかし、これは議長会も、6団体というのは全部ですからね。知事から市町村長それから地方議員まで全部を集約した団体ということであれば、尊重しなさいという前提においていけば、地方も地域主権とうたっている部分について、どう整合なさるのがよくわからないし、これは非常に危険な部分があるというふうに思っております。

つまり、今は法律案という部分でありますけれども、さっき言ったとおりで「案」が消

えてしまっただけでそのまま法律になってしまった場合、地域主権とおっしゃっている民主党さんの主張の中で、我々地方自治が首長も議会も、尊重しろと言われたものを決められて押しつけられてくるという可能性が非常に高くなるという部分については、これはやっぱり地方からきちんと声を上げていかないと、一般的にこういう法律案なんかが出てしまうと、そのまま法律になるというのが今までの流れです。今回は違うかもしれません。そういう部分は、民主党の代表代行もいらっしゃるわけでありまして、その辺のところはやっぱり、これは今後においては非常に大きな問題になってしまふ。

かつて我が自民政権時代の三位一体の改革で、地方6団体も了承ですということで、これは我が党が悪かったんでしょうけれども、率直に言ってそれはそうだと。でも、そのときに我々が困ったことがあったんです。東京一極集中に、都会が一極集中になって財源委譲が……、結果として地方の我々のような財源が足りないところには薄くなってしまった。そこはまた与党が頑張って、また東京から取り上げて地方に再配分するというのを後出しでやったんですけれども、そういう経緯がありますから、それが法律に基づく会議ということで尊重規定まで入っているということについては、私は非常に大きな危惧を感じておりますので、ここはやっぱり知事もそれから我々もこの点についてはきちっともう1回検証しながらやらないと、決められました、法律ですと。おれたちは意見は違うけれども議員が1人知事会の代表で行ったから仕方ない、県議会の代表、全国議長の会長はどなたか知りませんが、あの人の意見が日本全国を縛るという形になるということであれば、地方自治の本旨にもとる、のっとらないという形に陥る可能性が非常に高いということの指摘をし、ぜひこの点については議論を深めていただきたい。

それと、知事会とか議長会は何なんですか。法定のものなんですかね。それは僕はよくわからない。自分が議員のくせにそこがわからんかと言われれば恥ずかしいですけども、後で教えてください。要するに、何らかのきちとしたことに基づくものなのか任意機関なのか。どうも私は、たぶん任意機関なんだろうなと思ってはいたんですけども、こういう法律の中にうたい込まれるとなると、やっぱりその機関がどういう機関なのかということも性格はきちんと押さえておかなければならないと思います。

それともう1点、ついでに一緒に言います。

合同庁舎については、分権とその合同庁舎の意義についておまとめをいただいておりますから、これはこれでよくわかるんですけども、事実上、21年3月に事業契約というのがなされておるという前提がありますね。6ページの右側の合同庁舎B棟の話。

それで、前回までの委員会と今回の委員会で大きく変わったのは、22年度予算に計上されなかった、ある意味で凍結ですね。今度は、いよいよ計上しなかったという事態に陥っているわけでありまして。ここは正確には私は知りませんが、たしかB棟はPFIという形で事業契約がなされたというふうに聞いております。このPFIというのは、みずから事業者側が自分で計画を練って、それからシンジケートまで含めて計画をつくって出しているわけです。これは、その計画をつくる費用だけで考えても、要するに企業側が負担している金というのは、そんな生易しいお金じゃないです。僕は正確には知りませんが、それは100万、200万じゃないと僕は思いますよ。PFIというのは、それだけの事業負担を事業者側が負担して計画をつくって出すわけですね。これは事業契約までですになされているという前提になっていて、それが履行されない事態に、ほぼ確定的に今の

22年度予算は、22年度中は補正か何か組めば別でしょうけれども、非常に危うさが増しているという状況になっているわけですね。ここをもう1回検証しなければいけないと思っています。入居してないなら、だれも被害者がいないと、もちろんそれでは困るんだけど、そういう状況でしょうけれども、事実上の商行為の中に入っていつている事態があり、それなりの事業者負担が出ているという事態は、たぶん僕は発生していると思うんですよ。そういう部分は、やっぱりもう1回ちょっと説明をしていただけませんか。

それから、埋蔵文化財は調査中と書いてありますけれども、これは22年度分も継続して調査が、予算が組まれているのかどうか、それも含めてお願いします。

○神谷企画調整課長 まず1点目の、知事会と議長会の法的な位置づけでございますけれども、実は法律上、地方自治法の中で全国的な連合組織をつくる時は届け出をしなければなりません。そういう意味では、その届け出をした団体という意味では法的な位置づけがある、それは議長会も知事会も一緒でございます。それで、この国と地方の協議の場の法の中で、そういう届け出をした全国組織の代表がメンバーということになってございます。

2点目のお尋ねについては、合庁は確かに事業契約をしておりますので、予算上は国は後払いをするというのが前提でございます。ですから予算計上するとしてもゼロ円といいますか、そういう債務負担行為的な計上をする予定が今されてないという状況でございます。

文化財調査は、今も続いております。それは、すべて事業者側、PFIの事業者側が負担しているということになっております。現時点でB棟について、国は、中止とは言っておりません。あくまでも凍結でございますの

で、今もそうですけれども、今後仮に中止となった場合は、損失補償といいますか損害賠償請求者が事業者からくることは十分予想されますし、ほぼ確実だろうと思われま

○前川収委員 法的に届け出はしてあるというのは、47都道府県の知事が全員が署名して届け出ののかなんか知らんけれども、場合によっては「おれは抜ける」、熊本県は全国知事会から脱退しますということが可能かどうか1つ。これは想定ですよ、要するにそういう趣旨の会議なのかという意味でわかりやすく説明したんですけれども。

それともう1つ、埋蔵文化財調査中、これは要するに今も、費用負担をしながら契約事業者が調査しているわけですね。つまり、今もB棟をつくるための費用を事業者側が、PFIですから当然それは後払いはわかっているんですけれども、先に払ってやっているわけだということ、これは市民も県民も国民も余り知らない世界の話ですね。PFIでやるということが途中でとまるということで、すでに事業契約が終わっていてとまるということは、法律的にもかなり厳しいんじゃないかなと。もちろん損害賠償は被害者側の意識で提訴するんでしょうけれども、ただ、これは行政的に見て、政治的なものじゃなくて、行政的に見て、そんなことがもしこれからあるとすれば、PFIなんてもうできないですよ。恐らく、危なくてだれもやらないですよ。計画はつくらせた、金はすでに出している、しかし、やめたと。確かに行政は腹は痛まない、民間の事業者側が腹が痛む、そんなばかなやり方が果たしてあり得るのか。つまり、この視点もこのB棟建築も今は凍結のままなのかな、という部分の不合理性というものを視点の中にやっぱり加えるべきだと。これは言わなきゃだめですよ。たぶん、だれも余り知らないんですよ。すでに、その事業費負担が発生しているわけですから、そこはや

っぱり重大な損害賠償、事実上の損害だけではなくて、その先に予測されたものに対する損害賠償の対象に一般的にはなるんじゃないですか。

○井手順雄委員長 それは県の方で整理されていますか。

それと、今のと関連ですけれども、A棟の場合、当初の予定スケジュールでことしの3月に竣工ですよ。実際は一時中止したから10月末に完成と。このタイムラグ、この何か月間は受注者は、いわゆるリースものがあったり、人件費だったり、現場仮設費だったり、こういうところに多大なお金がかかってくる。この間の分は変更か何かされて整理されるのか。この辺もさっきの分とあわせて、わかればお答え願いたい。

○神谷企画調整課長 まず全国知事会から抜かれるのかどうかというところでございますけれども、これまで前例がないのでわかりませんが、熊本県は負担金を払って参加しております。負担金を払わなくて脱退するというのも、当然のことながら組織でございますので、参加が強制されているものではございませんので、法律上は可能だと考えております。実態はまた別だと思っておりますけれども。

PFIの方につきましては、リスク負担をどうするかというのがPFI、PFIは一応、国の方がひな型を示しております。そのときに中止になった場合のリスク分が、手元に契約がないものでございますので、ちょっと詳細は御説明できませんけれども、中止になった場合は、例えば事業者側が負担するとかいうのは当然、契約書に盛り込まれています。その契約書にのっとして、そのリスク、責任をどう分担するかというのが決められてくると思います。

御指摘のとおり、それは事業者と国の契約になっておりますので、一般に広く周知され

ているかという、そうではないというのが現状でございます。

A棟の方も、当然国側が委託をして事業者側が請け負っているいろいろな作業をしておりますので、それも契約書がないので恐縮でございますけれども、当然、変更されればその分国がしっかりその費用を負担する、事業者側に全部持たせるということはないと考えております。

○前川収委員 要するに、国と事業者側が契約していることは、よくわかっています。ただ、これまでの経過でいえば、土地も含めて県と熊本市が下地づくりには大きく深くかかわってきて、下準備は全部やってきて、しかもさっきおっしゃっているような駅周辺の開発問題と非常に大きくかかわる、駅周辺のみならず、これが熊本城の開発も含めた大きな課題であるという前提であれば、今の状況がこうなっているんだということぐらいは、議会は私たちが発信をしますけれども、やっぱり県と市と一緒に、今こんな状態になっているんですよということは発信していかないと。これは、現実を言うわけですから悪いことじゃないんですよ。しかも一たん契約されているという前提もあるわけですから、それはやっぱりきちっと発信していただきますように要望いたします。

○鎌田聡委員 先ほどの国と地方の協議の場の法律案の中で、この場で協議されたことの協議結果の尊重ということで、これは尊重というのがどこまでをどう尊重しなければならないのか。守れとなるのは、これを協議したことに基づいて、いろんな法律が改正されてきたことは守らんといかんということですね。今度、協議の場での議論を尊重することは、どこまでの縛りがあるのかを、ちょっと教えていただきたい。

○神谷企画調整課長 今後その具体的な内容によってくると思いますけれども、これまでもその尊重義務が課されているような項目がいろいろございました。例えば、地方分権の推進法で、分権計画をつくったら政府は尊重しなければならないと。事実上は、やっぱり尊重というふうに書かれますと、ほぼ100%それに従った結果が出てきているのが現状でございます。法的に言えば、あくまで尊重でございますので、尊重しない部分はあってもいいことにはなるんですけれども、現実として尊重義務が課されますとそのとおりになるというのが、これまでの大半の例だと思っております。

○鎌田聡委員 ただ、この場でいろいろとやりましようとか法を改正しましようとか、そういったふうなものが出てくると思うんですよ。それを尊重しろということでしょう。だから県がすべて、この場での議論をそのまま履行せんといかんという話にはならないと思うんですけれども。そうでしょう。

○神谷企画調整課長 恐らく協議の場で、例えばこういう制度にしましようとか、こういう制度改正をしましようというような議論がたぶんまとまるんだらうと思います。それを受けて当然、法律が変えられたり法律がつくられたり。法律ができた以上は当然、法令を遵守しなければいけないという、もっと強い義務がかかってくると思います。

ただ、先ほども申し上げましたけれども、こういうふうに制度を変えましようということを一応この場で決めると、恐らくほぼ100%間違いなく法案に反映されますので、事実上はやっぱりここの尊重義務というのは相当重くなってくるだらうと思っております。

○前川収委員 鎌田委員に意見があります。これまでの例からいけば、その尊重義務とい

うのは当然、制度をこうしましようという段階で、その場で決まった場合、尊重義務が課せられるわけですね。つまり、その場で決まった制度が、我々も含めたその団体に決まった、法で決まったといえ、僕らが「おかしい、やめろ」ということが尊重義務違反みたいな雰囲気になってしまっていて、物が言えないという空気になるということに対する危惧です。だから、法律になる前であっても、その中でやっぱり自由な意見というのは言っていないはずなのに、我々の代表が議員として出て、そこで決められた、そこでは尊重義務が課されているという話になると、あなたたちだって本末転倒でしょう、あなたたちの代表が言ったんだからということで、我々も、我が党時代ですけれども、三位一体で苦い経験をした覚えがあります、確かにあります。ですから、この部分であっても尊重義務というのは非常に重いし、これはまだ制度になってないとか、まだ法律になる前だからというもので見逃せる話ではないというふうに、意見を言ったつもりであります。

○鎌田聡委員 今の御指摘と御指導と、先輩からのアドバイスですけれども、それを踏まえて、いわゆるこういった場での議論の際に、先ほど大西委員からもあったように、やっぱり知事会での議論というのは非常に重要になってくるんですね。ただ単に知事会の代表だから、簡単にいろんなことを引き受けてこられないような議論を、知事会としても、これまで以上に議論を深めていかんと大変なことになってしまうという懸念がありますので、そういったこともきちんとやった上でやるべきだと思います。

この協議の場は、たしか地方から、これは総選挙のまえですから、民主党に対しても自民党に対しても求めがあつて、両政党ともたしか、これをつくりましようというようなことで了解した中身だと思っておりますので、あとは

その中身をどれだけ地方も受け入れられるようなですね、もともとは地方から発信した中身だと思いますので、そこはきちんと我々の側もやっぱり整理していかなければならないなというふうに思います。

○前川収委員 タイミングの問題があると思いますけれども、私はやっぱり地方6団体の代表が各1人じゃなくて、反対意見も含めた複数人で構成していただきたいということの意見、それからもう1つ。まだ案でありますから、協議が整った事項についてはという、いわゆる尊重しなければならないという部分は、やっぱりちょっと外せと。ここだけで決まって、地方が全部それで右にならうということじゃいかんということ。でない、我々地方自治体の議論自体要らなくなってしまうよ。ですから、そういう部分は何らかの形で県議会で意見書なり何なりという形ででも、タイミングの問題はもちろんまだありますから、発信すべきじゃないかなというふうに思います。法律案で、そのタイミングの話はどうなっているんですかね。

○神谷企画調整課長 この法案自体は閣議決定されまして、国会に提出されております。提出はされておりますが、たぶん予算関連法案ではないと思いますので、恐らく予算関連法案なり日切れ法案を先に3月までに処理をした後、通常であれば新年度に入って審議が始まるのではないかと、今推測しております。

○前川収委員 というスケジュールでいくなれば、我が議会が発信するとすれば、もう今議会しかないですね。要するに、決まった後に言たって仕方ないんですから、法案としては出ているけれどもまだ決まってないわけで、これから審議が始まるという前提であればジャストタイミングかもしれないけれども

も、その点についてはぜひ取りまとめをいただきながら意見書か何か出しておかないと…。

特別委員会として提案するという形で取りまとめをいただければ、ありがたいです。

○井手順雄委員長 わかりました。それでは早急に調整いたします。

○大西一史委員 今に関連してですけれども、やっぱりそういう懸念されること、意見書という形なのか要望という形なのかわかりませんが、そういう形で我々もこういうことに対してコミットしていくということは、やっぱり重要なことだと思います。ともすれば法案がもう出てしまっていて、そのまま流れに乗ってということ、それでは本当に今求められている地域主権というか、地方の自立というか、そういう意味ではやはりまだいろいろと問題がある、我々の意識に問題があるというふうに思われかねませんから、そういう意味では、本当は法律案が出る前にもっとたくさん時間があつて、我々ももっと気をつけてやっておかなければいけなかったんだろうなというふうには反省を持っておりますけれども、そういうことで委員長、ぜひ検討していただければというふうに、私の方からも要望をお願いします。

○井手順雄委員長 今、委員の方々から、この協議の場に関する法律案の中身について、いろんな提案がございました。これを委員会提案という形で意見書を提出したいと思います。中身については御一任いただいて、でき次第皆さん方に配付するという形で一任いただければと思いますが、いかがでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○井手順雄委員長 では、そうさせていただきます。



○松田三郎委員 ちょっと追加してですが。恐らく、これでいくなれば、何らかの法律をつくる際には、前川委員から発言がありました。一応尊重しましょうというのは、一般論として項目に入れるんでしょうね。どんどん話してください、尊重しないでいいですよということは、あり得ないわけです。

ただ問題は、神谷課長がおっしゃったが、尊重義務を課した場合に、大体それがそのままやらなければならないように下りてくる。下りてくるという表現はいかがかと思いますが。そこまでは、わかります。だから、国に対して法案を、また審議の中で、こういう要望を入れてくれという意見書と同時に、今度は各団体の、6団体の内部での民主的な意見の吸い上げ方というのが、より重要になってくる。ただ国としても、いや、それはわかりますよ、あとは6団体の方で決めてくださいということになるのであれば、国に対してと同時に我々の全国都道府県議長会に対してもきちっと、そこから代表が行く発言なり言動というのはより重くなるから、その吸い上げる部分のプロセスというのは、より重要だから丁寧に大切にしてくださいというようなことを、同時に何か申し入れる必要があるんじゃないか。そうしないと、6団体といっても、あくまでも全国知事会が肥大化して、マスコミの取り上げ方は知事会イコール6団体、あとはその他5団体のようなことに今までが……。ぜひ全国の都道府県議長会長宛にも、何かそういったメッセージも必要なんじゃないかと思います。手段・手法については、お任せいたします。

○溝口幸治委員 関連して、いいですか。そういうことになってくると、例えばうちの知事が知事会で御発言をなさる、あるいはこういう協議の場に出ていくときに、県議会として、熊本県として、議会も含めて合意形成がなされた事項については発言なさっても結構

ですが、そうではないものを、自分の思いやこれまでの学者としての経験に基づいて御発言なさる、そういう危険性というのもあるので、やはりこの道州制特別委員会が残るので、そういう知事会やいろんな場で発言するときには、前もってここで議論をしていくとか、あるいは特別委員会か何かつくって必ずそこで議論をしていくとか、そういったものもやっぱり考えていかないと、いろいろな自分の思いだけで、理想だけで語られても後々非常に困るというのが出てくると思いますので、そのあたりについても執行部の方でも御検討いただいて、我々の方でもまた引き続き検討させていただきたいというふうに思いますので、要望であります。

○井手順雄委員長 ほかにございませんか。

○佐藤雅司副委員長 要望みたいな話になるかもしれませんが、合庁のA棟、B棟の話でございますけれども、A棟だけができる、B棟は凍結ということになりますけれども、やっぱりA棟、B棟というのは一体不可分なものだというふうに私は理解しているわけです。A棟だけできたって、あとB棟の部分の入居官署についても相当の老朽化であるとか、あるいはA棟に入居される官署との連携だとか、そういったこともきちんと整理をして、計画を立てられた上で、このA棟、B棟の計画がなされたというふうに私は思っているわけです。だからB棟の人たちも、ぜひ当初の計画どおりやっぱりやりたいと思っていらっしゃることは間違いないと思うんですよ。老朽化も恐らくあっているというふうに思いますので、そういったことも県知事や熊本市長さんも、中身としては入っているというふうに私は理解しているわけですが、ぜひそういったことの一体不可分として、1つだけでは利用に供さないんだということを強調していくべきではないかなという

ふうに思っておりますので、ぜひそのこともひとつ強調してやっていただければというふうに思っております。これは要望です。

○井手順雄委員長 ほかにありませんか。

○松田三郎委員 すみません、簡単に。

さっきの協議の場のところでちょっと思いつきましたけれども、以前、苦い経験となりました三位一体をやったころ、県内の6団体の協議会みたいなのがありましたですね。たぶん当時の児玉議長のと きだったと思いますが、あれは、あの形ではないにしても、何か近い、例えば正式にはあれがまだ廃止になってないとか、課長がおいでになる前だったと思いますが、何かそれらしい組織というのは定期、不定期にかかわらず会合というのはあるんですか。

○神谷企画調整課長 そういった会合はございます。その都度その都度開催しているのか、規約みたいなものを持って継続しているのか、ちょっと今はわかりませんが、開催できないということはございません。

○松田三郎委員 今後、そういうことをまた利用する活用するということが出てくるかもしれませんので、よろしくお願ひします。以上です。

○井手順雄委員長 ほかにありませんか。

○児玉文雄委員 この間の一般質問で岩中さんが、道州制議論の前に、町村合併の見直し、検証をもう1回した方がいいんじゃないかという意見を言われておったが、私もこの道州制の議論の前に、もう少し検証すべきだということを申し上げた記憶がありますが、何か熊本市の合併が一応目鼻がついたというようなことで、熊本県は94の町村があつたの

が今は48で、熊本市あたりに植木とかああいところが入ったから、まだ減っておるわけですね。今後、合併していろいろと各町村には問題点が発生して、そういうことを含めて検証をし、未確定なところは今後どうするか、そこらあたりは県はどういうふうを考えておられるのか、お願ひいたします。

○植木野市町村総室長 先般、岩中議員の知事への質問に対して、これは昨年の9月議会で氷室委員からも御質問をいただいたところだったんですけども、合併につきましては、知事もお答えしておりますように、これは各市町村において将来を見据えた真摯な論議を経てそういう判断をされたものということで、非常に高く評価していると。これが、ひいては熊本市の政令指定都市の実現に結びついていったと。

ただ一方で、そういう市町村の規模が大きくなったことによって、いろいろなデメリット面も確かに出ていますので、この点につきましては今後、合併のマイナス面を最少化してプラス面を最大化していくようなことが行政の役割であると考えているという答弁をいたしましたので、そういうことで今後、効果が出てくるまで時間がかかるということもあるので、そこらについてはいろいろマイナス面を少なくするようなフォローをしていきたいということで、お答えしたところでございます。

合併につきましては、御存じのとおり今度法律の改正が行われまして、法律の改正というか、法案が出ているわけですが、これについては国とか県が旗を振ってやるということにはならないと。ただ、自主的な合併については、それについてはマイナスにならないように制度面として残すということでございます。

我々としてもいろいろ、合併までいかないでも広域的な取り組みを促すとか、あるいは

事務そのものを町村で共同化するというような、ここら辺も議論されておりますけれども、ただ、合併がやっぱり市町村の行財政の力を高める1つの手段であると我々は考えておりますので、旗振りはしないまでも、市町村からそういうことで相談があれば十分応じていきたいというふうに考えております。

○児玉文雄委員 今までの合併で一応、目的は果たしたというふうに考えておられるのか。

それと、最近よく聞くのが、未合併のところは予算を組むのが、もうどうにもこうにもならん、きつい、どうかならんだろうかという話がある。しかし、例えば、今、阿蘇には産山が1つ残ったんですね。そうすると、南小国とか小国だとか、各郡に1つか2つぐらいあるんですね。でも、合併しようにも相手がいない、そういう地域もあるわけですよ。例えば、阿蘇郡の高森町。南阿蘇村ができたけれども、高森とは合併しないと。そういうことが事実あったんですよ。これは、皆さん知っているはずですよ。西原あたりが、人口規模からいえば当然合併すべき町村けれども、ここも合併がなかなか進んでいない。天草だったら、元2市13町か、そういう地域が今、天草市とある程度、あの中の苓北ですか、あれだけは合併してない。あそこは特別な事情があって、財政事情がいいからしないのかもしれないけれども、私は今ずっと県下を見渡して、やらなければどうにもならない町村が幾つかある、私はそういうふうに見ているけれども、そこらあたりは県はどういう見方をしておられるんですか。どうにかしないと、どうにもこうにもいかん、もう行き詰まるぞというような町村が、なかなか名前は言えんでしょうけれども、そういうのがあるのかなのか、どういうふうに見ていますか。

○榎木野市町村総室長 特に人口1万人未満の町村については、私も何カ所か回らせていただきましたけれども、そういう本当に差し迫った危機感をお持ちのところがございます。

確かに合併というのは、今後特に旗振りじゃなくて自主的なということになると、なかなか至れないところがあります。事務を共同化するだとか、あるいは、今まではずっと広い広域圏でものを動かしていくということが、もうお隣同士でやっていくというような制度もできておりますので、そこらについては十分、首長さんといろいろ相談に乗ってまいりたいと思っています。特効薬みたいなものはありませんけれども、そういうことで十分、広域的な調整で橋渡しができる部分についてはしていきたいと思っておりますので、そういうことで十分配慮してまいりたいと思います。

○児玉文雄委員 何かしら町村合併も、熊本市の政令都市の目鼻がついたら、県も熱が冷めてしまったような感じがするんですけども、本当に1万人以下また5,000人以下という町村も、熊本県にはまだ幾つもあるはずですよ。そういうところのことについては、何とか……自主的に合併すれば、ある程度の面倒は見ましよう、協力はしましようというぐらいの答弁なら、私はそういう町村こそ合併推進を図るべきだ、そういうふう考えております。以上です。

○氷室雄一郎委員 ここでお話をしているかどうかわかりませんが、私も平成の大合併が一段落したときに、県としては検証すべきであるということを提案いたしました。

その後、児玉委員が今おっしゃったように、残された市町村に対しまして県の適切なアドバイスといいますか指導、市町村が聞ききたらこたえるというお話をされました

が、そういうあいまいなことではなくて、ある程度しっかりした市町村の収斂が行われてきたわけですので、それをもとに説得性のあるきちっとした指導性をもって、残された市町村の合併に対するアドバイスをするならば、そういうきちっとしたこちらのスタンスを求めなければならないし、そのためにある程度、すべての検証というのは難しいかもしれませんが、各市町村はすでに天草等、早い時期に合併のメリット、デメリットもきちっと示されておりますので、収斂した市町村のメリット、デメリット、その辺もある程度の検証はしていただきまして、今後の残された市町村に対する助言また指導等をしっかり行っていただきたいということを要望しておきます。

○鎌田聡委員 関連でお尋ねですけれども、県の合併支援プランというのは、もう3月いっぱいではなくなるということで理解していいんですか。

○榎木野市町村総室長 合併支援プラン自体は、続きます。

○鎌田聡委員 では、4月以降合併しても、財政的な支援も含めてあったですよ、あれはそのまま継続ということで理解していいですか。

○榎木野市町村総室長 財政的支援等は、なくなります。今までやっていた旧法それから新法に基づいて、県がいろいろ交付金とかをやっていますが、あれはなくなります。

○鎌田聡委員 合併した場合、それにかわる財政的な措置はないということ、助言とかはされるということですね。

○榎木野市町村総室長 国の方でも今度、法

律の中でも障害除去ということで、不利にはならないようにということで、例えば交付税の合併算定替えというのがありますけれども、旧団体が残っているような状態で算定して有利に計算するというのがありますけれども、その辺は残りますけれども、いわゆる特別な支援をやって合併を推進しようという旗振りはなくなりますので、そういう財政的なものは、いわゆるその辺に限られてくるかと思えます。合併算定がえで交付税等にあらわれてくると思えます。

○鎌田聡委員 あと、人を、職員を派遣してとか、そういったのも一切やらないということですか。

○榎木野市町村総室長 職員派遣等については、これは今制度的に、例えば研修生で受け入れたり、あるいは相互交流というのがありますので、こちらについては別に合併に限らずに、それは御相談があれば応じていくことにしております。

○井手順雄委員長 ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井手順雄委員長 その他でもいいですよ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井手順雄委員長 なければ、これで質疑を終了いたします。

次に、次第3の付託調査事件の調査の終了についてであります。

本委員会に付託中の調査事件のうち、「過疎対策に関する件」については、執行部からの説明にもありましたように、今般、過疎法の期限を6年間延長する改正法が成立し、調査の目的を達したと考えます。

お諮りします。

「過疎対策に関する件」について調査を終了することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井手順雄委員長 御異議なしと認めます。  
それではそのようにいたします。

次に、次第4閉会中の継続審査についてお諮りします。

本委員会に付託中の「道州制に関する件」、「地方分権改革推進に関する件」については、調査未了のため、次期定例会まで本委員会を存続して審査する旨、議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井手順雄委員長 御異議なしと認めます。  
それでは、そのようにいたします。

それでは、先ほどの意見書について調整をいたしますので、少しお待ちください。

○西聖一委員 2月1日の九州・沖縄の未来創造会議に出席したんですけれども、その報告はいかがいたしましたでしょうか。

○井手順雄委員長 それでは、この調整の時間を利用して報告いただきましょう。

○西聖一委員 すみません、時間を利用いたしまして簡単に報告いたします。

九州・沖縄未来創造会議につきましては、村上県議、前川県議、井手県議、私の4人が選任されておりますけれども、今回は私と村上県議が出席いたしました。

基調講演といたしましては、関西大学院経済学部教授の林先生から、道州制のあり方、演題といたしましては「地方分権時代における地域再生戦略と地域連携」という演題で、基調講演がありました。

いろいろ中身はありますけれども、もう簡単に言いますと、道州制の可能性といたしましては、世界各国、ヨーロッパに九州よりも小さい国がたくさんありますけれども、国内総生産としては九州の2倍以上を超えている国が数多くあるということで、道州制の持つ可能性は非常に高いということで結ばれてい

ます。

それから、各県からの報告といたしましては、今話題になりましたけれども、平成の大合併の検証結果ということで、報告がありました。

合併のメリットといたしましては、人件費の削減、コスト低下それから専門性を持った職員の採用ができた。それから、ごみ処理場などの広域で利用する施設が可能になったということが挙げられました。

デメリットといたしましては、公共料金の値上げ、住民の声が届きにくくなった、役場がなくなって商店街が疲弊するという負のスパイラルというのが挙げられました。

それから佐賀県から、大きな動議といたしましては、その会議を道州制を推進するための会議ということで位置づけてはどうかという提案がありましたけれども、鹿児島県の金子議長が、本会議は分権推進の勉強の場として、その結果を議長会に報告するというので取りまとめましたので、積極的な道州制を推進する会議としては、一応保留ということになっております。

それから、その会議全体を通じて感じられたのは、やっぱり州都を持ってきたいと思っている福岡、佐賀、長崎が、積極的に道州制を進めていこうということで、その他の県は熊本県を含めまして、一応もう少し様子見をしていったらどうかというところで、会議を終わっております。以上です。

○井手順雄委員長 ありがとうございます。

それでは、10分間休憩いたします。

午前11時10分休憩

---

午前11時22分開議

○井手順雄委員長 それでは、委員会を再開します。

先ほどの意見書につきましては、委員会提

出として、直ちに案文の作成を行いまして、それを皆様方にお配りして、それで賛否をいただいで決定するという形になります。案文を作成する時間がやっぱり1時間ぐらいかかりますので、再度休憩をはさみまして午後1時に再開したいというふうに思います。

何かありませんか。

はい、神谷企画調整課長。

○神谷企画調整課長 1点だけ。先ほど、国と地方の場の協議の法案の義務づけ・枠づけの法案の状況ですけれども、正確に申し上げますと、政府として閣議決定をいたしまして、まだ正式には国会に提出されていないそうです。今後、状況を見て提出されて、そこから審議をされるというふうに訂正をさせていただきます。以上です。

○井手順雄委員長 ほかにありませんか。

はい、榎木野市町村総室長。

○榎木野市町村総室長 先ほど私は、合併支援プランは残ると言いましたけれども、残るのは今までの法律でできた合併市町村に対する分がまだ残っているので、それで残るということですので、新しいものまでその合併支援プランの中に入れてということではありませんので、その点はよろしくお願いします。

○井手順雄委員長 ほかにありませんか。

それでは、1時再開のときに、執行部の方は関係の部局だけ参加をしていただきたいというふうに思います。

それでは、午後1時まで休憩いたします。

午前11時23分休憩

午後1時0分開議

○井手順雄委員長 それでは、第16回道州制問題等調査特別委員会を再開します。

まず、「国と地方の協議の場に関する法律

案」に関する意見書案について、審査を行います。

意見書案については、作成しておりますので、事務局から配付させます。

○井手順雄委員長 担当書記に意見書案を朗読させます。

○後藤政務調査課課長補佐 それでは、意見書案を読み上げます。

「国と地方の協議の場に関する法律案」に関する意見書（案）。

「国と地方の協議の場に関する法律案」については、3月5日に閣議決定し、今通常国会に提出が予定されている。

国と地方の協議の場は、地方が長年にわたって設置を求めてきたものであり、地方自治に影響を及ぼす国の政策の企画及び立案の段階から国と地方が協議を行い、国と地方の政策の効果的かつ効率的な推進を図るために不可欠なものである。

閣議決定された法律案では、構成員として、地方側から地方六団体の各代表一人が参加することとされているが、真の地方分権確立のためには、多様な地方の声を聞き取ることが重要である。

このため、議員以外の地方公共団体の長または議会の議長が柔軟に参加できるようにすることを求めるものである。

また、法律案には、「協議結果を尊重しなければならない」とされているが、全国的連合組織を代表する者の意見が、必ずしも当該組織の総意であるとは限らないため、少数意見が無視される懸念がある。

このため、実際の協議に当たっては、少数意見を含め、各地方の多様な声を反映できるよう運営することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

熊本県議会議長 早川英明

衆議院議長 横路孝弘様  
参議院議長 江田五月様  
内閣総理大臣 鳩山由紀夫様  
副総理・経済財政・財務大臣 菅 直人様  
内閣官房長官 平野博文様  
総務大臣 原口一博様  
以上でございます。

○井手順雄委員長 この意見書に対しまして、御意見はございませんでしょうか。

（「いいと思います」と呼ぶ者あり）

○井手順雄委員長 「いい」ということでございますので、そのようにさせていただきます。

それでは、意見書案として本会議に提出したいと思いますが、御異議ありませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井手順雄委員長 御異議なしと認めます。よって、この意見書案を議長に提出したいと思えます。

本日はこのメンバーによる最後の委員会です。

1年間いろいろありがとうございました。

それでは、副委員長。

○佐藤雅司副委員長 お世話になりました。ありがとうございました。

○井手順雄委員長 では、以上をもちまして第16回道州制問題等調査特別委員会を閉会いたします。

午後1時4分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

道州制問題等調査特別委員会委員長